

# 頼れる「家」、不安な巣立ち

## 自立援助ホーム 若者に生活の場

児童養護施設を出るなどした10代後半の若者に生活の場を提供する自立援助ホームが増えている。入所者は低額で入れ、仕事や生活の相談に乗ってもらいながら社会で生きる力を蓄える。ただ退所後も自立には時間がかかり、息の長い支援が求められている。

### 遠い自立 退所後もケア

人の意思でできる。職員から仕事や生活、金銭管理などの支援を受けて暮らしながら自立をめざす。ただ、安定した暮らしを退所後すぐに築くのは難しい。頼る先の少ない退所者にとって、ホームは、いつでも受け入れてくれる実家のような役割も果たす。

### 子ども 貧困

自立援助ホームは、社会福祉法人やNPO法人などが運営する。虐待や貧困などで親と暮らせない子や児童養護施設を出た子で、児童福祉法により、義務教育を終えた20歳未満が対象。都道府県が必要を認めた場合に入所でき、退所は本

厚生労働省によると、昨年10月1日現在で全国に123カ所あり、2009年(57カ所)の倍以上。入所者は486人。国は19年度末で190カ所を目標に掲げる。国と自治体から措置費が払われる。入所者が払う利用料は月平均で約3万円(全国自立援助ホーム協議会調べ)。

### 施設側「問題残る」

「卒業、就職してからここを出たい」。北海道のホームで暮らす定時制高校3年の女子生徒(19)の望みは、ギリギリでかないそう。留年したため4年生の途中で20歳になる。今なら退所せざるを得ないが、5月の児童福祉法改正で、来春から、高校や大学に通っていたら22歳の年度末までいられるようになる。

### 就学者のみ入所年齢拡大

弟・親族宅▽友人・知人宅▽決まっていなかった、という「経済的、不安定な性格を持つもの」(協議会)が2割近かった。協議会の恒松大輔事務局長は「入所者の支援の合間に退所者に対処しているのが現状。ニーズに対応できないよう専任スタッフの配置を国に求めたい」と話す。運営も楽ではない。安定財源は、行政の措置費のうち定員に応じて受け取る事務費だが、一定数が入所していないと額が減る。減額を経験したホームは4割あった。

### 成人後の仕組みを

調査を担当した松本伊智朗・北海道大学院教授(教育福祉論)の話。法改正で限定付きながら20歳以上も入所できるようになったことは評価できる。ただ、そもそも年齢で支援を切ること自体がおかしい。支援の必要がなくなるまで続けるのが本来のあり方だ。ホームが支えているのは社会的に一番しんどい子たち。貧困による社会的不利が根底にある。安定した生活をつくり上げるためには、成人後もソーシャルワーカーが定期的に来るなど、これまでの児童福祉という枠にとらわれない新たな仕組みを考えるべきだ。

声が複数あった。どちらかというと就業者より収入が低く、経済的に困窮しやすい状況は理解できるため改正に含んだ」と説明。就業者についても来年度、22歳の年度末まで延長できる事業の創設を検討中という。

### 「支えあったから仕事続けられる」

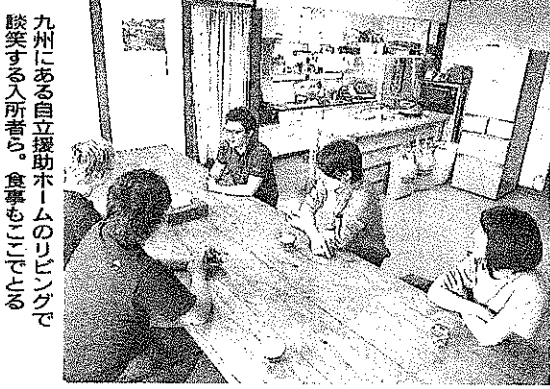
「できればもう少し良かった」。2年前、20歳の入所期限を迎えて、九州北部の自立援助ホームを退所した男性(22)は3年間のホームへの思いを語った。

親の経済的理由で、幼いころから児童養護施設で暮らした。高校を1年で中退したため、児童相談所の紹介で自立援助ホームへ。

### 3年入所した男性

2人の少年がおり、それぞれ個室があった。テレビのあるリビングや食堂は共有だが、生活リズムが異なるため、「施設と違いテレビを独占できたのがよかった」。職員が作る朝夕の食事にも助けられた。

入所後に始めた飲食店のアルバイトで大学生と出合い、「学校に行き直したい」と通信制高校に入学。ホームの職員に励まされながらバイトや通学を続けた。退所後は月1万8千円のアルバイトで暮らし、約1年で高校を卒業。初めは月の半分ほどホームを訪れて勉強や生活の相談をしたこともあったが、今は同業を自営し二つのアルバイトを掛け持ちする。月収は12万、20万円。「ホームの支えがあったから仕事を続けることができて」と話す。



九州にある自立援助ホームのリビングで談笑する入所者ら。食事もここでできる。

9/18  
T&A

協議会の調査では、在学者は入所者の3割未満で大半は3人。恒松事務局長は「就業者の力が少ない子ほど支援が必要」と話す。

子

(丑田滋、後藤泰良、畑山教)